

# 経営相談コーナー



当センターでは、中小企業者等が抱える経営、金融等様々な問題の相談に応ずるため、マリオス7階に総合相談窓口を設けておりますので、気軽に相談ください。

**Q** 最近、「キャッシュフロー経営」という言葉をよく耳にしますが、キャッシュフロー経営とは、どのような手法なのでしょうか。

**A** キャッシュフローとは、簡単に言えば「現金収支」のことです。

なにも難しいものではなく、買掛金・支払手形・借入金返済等の決済をベースに管理する資金繰り管理とほぼ同様の考え方の手法です。

決算書上は利益が出ていても、現金収支・キャッシュフローがマイナスで、資金繰りがつかない場合には、黒字倒産ということにもなりかねません。

キャッシュフロー経営とは、帳簿上の利益だけでなく現金収支に重点を置いた経営管理を行なうことです。さらに、これを株主や銀行等にも示すことで、経営状況について理解を深めてもらうこともできます。

キャッシュフローは、営業活動・投資活動・財務活動の三つの面から把握され、これらのキャッシュフローの増減を合計したものが現金預金の増減と一致します。

資金が十分とはいえない中小企業の場合には、営業活動によるキャッシュフローの改善に重点を置くことが、経営の安定のためには大切です。

キャッシュフロー経営では、次の取り組みが現金の収支を安定させ、経営改善につながります。

- ・売掛債権の圧縮  
例：回収条件の短縮化、未収金の削減
- ・棚卸資産の削減  
例：在庫(商品、製品、半製品、仕掛品など)の削減

かつては、企業が利益を出していれば、資金繰りは銀行が面倒をみてくれました。しかし、銀行の融資のみをあてにした経営は難しい時代背景からも、キャッシュフローに重点を置いた経営が求められています。

また、金融機関からの融資を受ける際にも、キャッシュフロー計算書等の財務情報を積極的に開示することが、信用の強化につながると言えます。

**Q** 新事業の取り組みを考えています。どのような手続きが必要なのでしょうか。

**A** 会社としての新事業に取り組む場合の例で説明します。

新たな事業に取り組む場合、定款記載の「会社の目的」と異なる事業を始めるときは、定款の変更手続きをする必要があります。また、新たに参入する業種に自社の社名と類似な称号が存在しないか、事前に調査する必要もあります。もちろん、許認可が必要な業種は、その届出も必要となります。

会社名については、例えば、建設会社のように名称が業を表し、これと異なった事業が主となるような場合には、商号を変更されたほうが良いでしょう。

**Q** 新事業のための資金として利用できる制度はありますか。

**A** 新事業のための資金として、次のような公的資金による融資制度や補助金が用意されています。

1. 中小企業経営革新支援法による補助金  
従来、自社で手がけていなかった製品の開発や製造方法の導入により、経営の革新を図ろうとするような企業に適用されます。
2. 中小企業創造活動促進法による補助金  
新たに取り組もうとする新製品、新商品等に関して、創造性・独自性の高い研究開発と認められたものについて適用されます。
3. 中小企業経営革新等支援貸付  
中小企業金融公庫や商工組合中央金庫が実施する貸付制度です。経済的環境の変化に即応して、新商品の開発など新たな取り組みを行なうことにより経営革新を図る中小企業のかたで中小企業経営革新支援法に申請して承認を受けたかた、などが貸付の対象となります。

中小企業経営革新支援法、中小企業創造活動促進法の支援制度を活用するためには、どちらの場合も岩手県商工労働観光部産業振興課に申請し、知事の承認を受けることが必要です。制度のご利用方法は、当センターにお問い合わせいただくか、下記のホームページをご覧ください。

お問い合わせ先

岩手県商工労働観光部産業振興課ホームページ  
URL <http://www.pref.iwate.jp/hp0403/>

経営相談・窓口相談に関するお問い合わせ先

新事業支援課 TEL 019-621-5070 FAX 019-621-5481  
URL <http://www.joho-iwate.or.jp/> E-mail [joho@joho-iwate.or.jp](mailto:joho@joho-iwate.or.jp)